

最高裁総一第833号

(庶ろ-03)

令和3年6月7日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村田 齊志

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
方法について（通達）

令和3年6月2日付け最高裁総一第808号事務総長依命通達「「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について」による改正後の同年3月26日付け最高裁総一第358号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」別紙の3の定めによるテレビ会議システムの具体的な接続先は別表のとおりです。

別表

高裁の別	接続先	参集庁
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁（高崎支部）	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	青森地家裁, 秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	

最高裁総一第834号

(庶ろ-03)

令和3年6月7日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斎 志

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
方法について（通達）

令和3年6月2日付け最高裁総一第809号事務総長依命通達「「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について」による改正後の同年3月26日付け最高裁総一第359号事務総長依命通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」別紙の3の定めによるテレビ会議システムの具体的な接続先は別表のとおりです。

別表

高裁の別	接続先	参集庁
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁（高崎支部）	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	青森地家裁, 秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	

最高裁総一第877号

(庶ろー03)

令和3年6月15日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村田 齊志

「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催方法について」の一部改正について（通達）

令和3年6月7日付け最高裁総一第833号総務局長通達「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催方法について」の一部を下記のように改正します。

記

別表を別紙のように改める。

(別紙)
別表

高裁の別	接続先	参集庁
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁(高崎支部)	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁, 青森地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	

最高裁総一第878号

(庶ろー03)

令和3年6月15日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斎 志

「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開
催方法について」の一部改正について（通達）

令和3年6月7日付け最高裁総一第834号総務局長通達「高等裁判所長官、地
方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催方法について」の一部を下記のように改
します。

記

別表を別紙のように改める。

(別紙)
別表

高裁の別	接続先	参考集
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁, 静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁, 千葉地裁・家裁, 宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁(高崎支部)	前橋家裁, 長野地家裁, 新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁, 神戸地裁・家裁, 和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁, 奈良地家裁, 大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁, 津地家裁, 岐阜地家裁, 青森地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁, 富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁, 山口地家裁, 岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁, 佐賀地家裁, 長崎地家裁, 大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁, 鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁, 福島地裁・家裁, 山形地家裁
	盛岡地家裁	秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁, 旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁, 徳島地家裁, 高知地家裁
	松山地家裁	